施設整備を伴わない公益事業の変更について

１　公益事業の変更（認可申請）の概要

公益事業とは、社会福祉法第26条第１項で規定された公益を目的とする事業であり、具体的には厚生労働省局長通知「社会福祉法人の認可について」に記載の「社会福祉法人審査基準」第1－２-（２）及び厚生労働省課長通知「社会福祉法人の認可について」に記載の「社会福祉法人審査要領」第1－２に規定されています。公益事業を変更する場合は、当該事業が公益事業であることを確認してください。

公益事業か否かが不明の場合は、神戸市監査指導部に相談してください。

２　申請の時期

（１）事業の追加　：　事業開始1か月前

事業を追加する場合は、事業所管課に事業認定等の申請を行う作業と並行して定款変更手続きを進めてください。事業開始予定日の1か月前には、内容の整った定款変更認可申請書類を提出してください。

（２）事業の廃止　：　事業廃止後直ちに

事業を廃止した場合は、直ちに決算を行い、残余財産の処分方法について決定し、遅滞なく事業廃止のための定款変更認可申請書を提出してください。

３　申請書類

申請書類は、文書番号１「申請書類目録」のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求める場合があります。

書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

４　申請書類の確認

申請にあたり、後記の「公益事業の変更にかかる定款変更申請のチェックシート」を利用する等して、不備や誤りのないよう提出前に必ず確認してください。

ただし、作成したチェックシートについては提出の必要はありません。

５　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

申請書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |
| --- | --- |
| 文書番号 | 申請書類 |
| １ | 申請書類目録 |
| ２ | 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| ３ | 評議員会議事録及び議案資料（写）・議案資料については、定款変更に係るページのみを添付すること。・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 |
| ４ | 変更後の定款案 |
| ５ | 事業計画書（事業開始年度及び次年度分）　　事業廃止の場合は不要 |
| ６ | 事業認定（内定）通知書（写） |
| ７ | 資金収支予算書（事業開始年度及び次年度分）・事業廃止の場合は不要・拠点区分資金収支計算書（第１号第四様式）と同じ様式で作成すること。 |
| ８ | 直近年度の資金収支計算書（第一号第一様式、第一号第二様式及び第一号第三様式） |
| ９ | 事業場の管理権を証する書類（賃貸借契約書等）　事業廃止の場合は不要 |
|  | （事業廃止の場合） |
| １０ |  | 事業廃止届等（写） |
| １１ |  | 廃止事業に係る決算書（写） |
| １２ |  | 廃止事業に係る財産処分方法説明書　　参考様式を使用すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２

（表面）

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 |
| ふりがな名称 | ○○ふくしかい社会福祉法人　〇〇福祉会 |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 申請年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| 第一条から第○○条まで省略（種別）第○○条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。（１）有料老人ホームの経営　　　　　　　　　　　以下略 | （２）居宅介護支援事業以下略 | 公益事業の追加 |

（裏面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  | ※必要に応じて、社会福祉法人定款例第10条（権限）、第28条（資産の区分）及び第35条（臨機の措置）の（備考一）「第〇章　公益を目的とする事業」に公益事業に関する条項を追加すること。 |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３ この申請書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

施設整備を伴わない公益事業の変更にかかる定款変更申請のチェックシート

このシートは提出の必要はありません。自己点検にご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 | （例）老人デイサービス事業 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | 点検内容 | 適否 | 確認事項 |
| 1 | 申請書類目録 | 指定された申請書類がすべて揃っている。 |  | 目録記載の書類が揃っている。 |
| 2 | 社会福祉法人定款変更認可申請書 | 記載漏れが無い。 |  | 見本の認可申請書の様式と同じである。 |
|  | 定款第４条の法人の所在地と同じ住所を記入している。 |
|  | 理事長の記名がある。 |
|  | 申請年月日の記入がある。 |
| 変更する事業は公益事業である。 |  | 社会福祉法人審査基準で確認。第1-2-(2)【　　　】　（注1）社会福祉法人審査要領で確認。第1-2（【　　　】）　（注2）その他通知等【　　　　　　　　　　　　　】 |
| 公益事業用財産や租税特別措置法第40条の特例措置を受ける場合に必要な条項を追加している。 |  | 定款の「権限」に「公益事業に関する重要な事項」の規定がある。 |
|  | 定款の「資産の区分」に公益事業用財産の規定がある。 |
|  | 定款の「公益を目的とする事業」に事業が規定されている。 |
| 変更前の条文は現行定款と一致する。 |  | 認可された直近の定款と一致している。 |
| 3 | 評議員会議事録（写）開催日令和【　　】年【　　】月【　　】日 | 定款変更議決が成立している。第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により評議員会が行われた場合は、評議員全員の同意書を添付している。 |
| 議事録は有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 4 | 変更後の定款案 | 定款案が申請内容と一致する。 |  | 申請書の変更案と変更後の定款案が一致する。 |
| 変更条文以外が現行定款と一致する。 |  | 変更しない条文が、認可された直近の定款と一致する。 |
| 5 | 事業計画書 | 事業計画が妥当である。  |  | 社会福祉法人審査基準（注1）第1-２の要件を満たす。 |
| 6 | 事業認可（内定）通知書（写） | 事業認可又は内定している。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 6 | 業務受託契約書（写）、受託事業概要説明書、関係条例等 | 受託する業務は適正な公益事業である。地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営の受託は社会福祉事業であることに注意すること。 |  | 公益事業の受託であり、継続的に事業の実施が可能な契約条件である。 |
|  | 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営の受託ではない。 |
| ７ | 資金収支予算書 | 変更する公益事業に係る資金収支計画が適正である。 |  | 同種の公益事業や法人の過去の実績からみて、収入及び支出の見積もりは妥当がある。 |
| ７ |  | 当期資金収支差額合計からみて、事業が適正かつ継続的に行われると認められる。 |
| 10 | 事業廃止届等（写） | 適切な廃止手続きが行われている。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 11 | 廃止事業に係る決算書（写） | 廃止の会計処理が適正である。 |  | 廃止の決算が完了している。 |
| 12 | 廃止事業に係る財産処分方法説明書 | 資産の処分、引き継ぎは適切に行われている。 |  | 資産、資金移転、個人情報保護、職員雇用の処分、引き継ぎ事項に漏れがない。 |

（注１）局長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査基準」をいう。

（注２）課長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査要領」をいう。

**（根拠規定）**

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**社会福祉法人審査基準**

第１ 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第２４条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。なお、法人は、法第４条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第２４条第２項の趣旨を踏まえ、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

２ 公益事業

（１）公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

（２）公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。

ア　必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業

イ　必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

ウ　入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

エ　日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

オ　入所施設からの退院・退所を支援する事業

カ　子育て支援に関する事業

キ　福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

ク　ボランティアの育成に関する事業

ケ　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

コ　社会福祉に関する調査研究等

（３）当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

（４）当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

（５）社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

（６）公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

第５ その他

（３）法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事業に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

**社会福祉法人定款例**

第二八条（資産の区分）

　（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

２　本文第二項に同じ。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

５　本文第四項に同じ。

第三五条（臨機の措置）

　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

　（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　公益を目的とする事業

（種別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

**社会福祉法人の認可について：課長通知**

**社会福祉法人審査要領**

第１ 社会福祉法人の行う事業

１　社会福祉事業

（４）地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

２　公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

（１）社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第４項第４号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

（２）介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

（３）有料老人ホームを経営する事業

（４）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（（３）を除く。）

（５）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第８条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

（６）社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業

（７）公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。